

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 4月22日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：27件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉給水ポンプ（A）駆動用電動機潤滑油圧力調整弁フランジより油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	1号機	所内用空気系空気圧縮機シリンダロッド部より油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	1号機	原子炉給水ポンプ（A）駆動用電動機反カップリング側軸受出口潤滑油配管接続部より油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	1号機	主タービン潤滑油油清浄機タンクレベル計下部より油のにじみが認められたため、当該部を修理	D	
5	2号機	取水設備スクリーンB系下流側海面レベル指示計点検において、計器精度外れが認められたため、当該指示計を交換	D	
6	2号機	残留熱除去海水系ポンプ（D）出口圧力指示計点検において、当該指示計検出元弁と検出配管の継手部に結合不良が認められたため、当該部を修理	D	
7	2号機	高圧タービン7段抽気ヘッダードレンレベル調整空気駆動弁（B）点検において、駆動部にエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	2号機	高圧タービン7段抽気ヘッダードレンレベル調整空気駆動弁（A）駆動部点検において、制御電磁弁にエアリークが認められたため、当該電磁弁を点検・修理	D	
9	2号機	蒸気式空気抽出器蒸気流量調整空気駆動弁（A・B）駆動部点検において、リミットスイッチに作動不良が認められたため、当該リミットスイッチを修理	D	
10	2号機	非常用ディーゼル発電機（B）補機冷却系空気冷却器管束出口温度検出器（C）点検において、予備端子側の絶縁抵抗値に判定値外れが認められたため、対応検討	D	
11	2号機	復水脱塩装置空気貯槽ドレン配管ベント弁（3台）にシートリークが認められたため、当該弁を修理	D	
12	2号機	制御棒駆動機構アキュムレータ充填水ヘッダ元弁の弁棒及び弁操作ハンドル止めナットのネジ部に破損が認められたため、当該ネジ部を点検・修理	D	
13	2号機	定期事業者検査（安全保護系要素性能（校正）検査）において、検査要領書添付の成績書記載の判定基準に誤記が認められたため、当該部を訂正	C	4月24日再審議にてグレード変更 D → C

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	2号機	定期事業者検査（安全保護系設定値確認検査）において、検査記録のうち「不適合管理リスト」に記載すべき不適合内容の未記入が認められたため、当該部を訂正	D	
15	3号機	廃棄物処理系除染廃液ポンプ入口ストレーナに詰まりが認められたため、当該ストレーナを点検・清掃	D	
16	4号機	炉心スプレイ系（A）手動注入弁開表示リミットスイッチケーブル修理において、開側リミットスイッチ端子台の損傷が認められたため、当該リミットスイッチを交換	D	
17	4号機	主タービン湿分分離器（2）点検において、内部マンホール締付ボルト（2箇所）が破損したため、当該ボルトを交換	D	
18	4号機	換気空調系動力用電源盤（排風機建屋サンプリング配管ヒータ）点検において、警報用接点（遮断器トリップ）に動作不良が認められたため、対応検討	D	
19	5号機	非常用ディーゼル発電機（A）補機冷却海水系第2淡水注入元弁点検において、駆動部シール部よりエアリークが認められたため、シール部品を交換	D	
20	5号機	その他法定社内検査（原子炉格納容器局部及び弁間点検手立会い検査）において、検査要領書記載の加圧範囲容積及び許容圧力降下目安値に誤記が認められたため、誤記を訂正	D	
21	5号機	非常用ディーゼル発電機（A）発電機点検において、軸受ベース設定用コレクタ側絶縁ノックピンの絶縁部（2本）に損傷が認められたため、当該部を修理	D	
22	5号機	定期事業者検査（非常用ガス処理系機能検査）において、B系に流量指示不良（ハンチング）が認められたため、検査を中断及び対応検討	C	
23	5号機	起動領域中性子束モニタチャンネル（C・D）定例試験において、試験回路位置で指示不良（ハンチング）が認められたため、当該装置の試験回路を点検・修理	D	
24	5号機	サプレッションプール水サージタンク移送配管トレンチ内漏えい検出器に動作不良（警報発生後、復帰せず）が認められたため、当該検出器を点検・修理	D	
25	5号機	定期事業者検査（制御棒駆動機構機能検査）において、制御棒（38-27、46-27）の挿入時間に判定値外れが認められたため、挿入時間調整後、再検査実施	D	
26	6号機	非常用スイッチギヤエリア換気空調系空調機（A・B）下部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
27	その他	不適合事象ホームページ掲載用リスト（4月14日分）において、対象号機に誤記が認められたため、当該部を訂正及び対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEA4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで